

一般社団法人なごやメディア研究会 取材費補助規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人なごやメディア研究会（以下「研究会」という）定款第3条4項の取材費の補助について定める

(定義)

第2条 取材費とは、取材に係る交通費、宿泊費、通信費、印刷費、飲食費、機材購入費、維持費などをいう。費目の詳細については、別にガイドラインを定める。

(対象者)

第3条 取材費の補助対象者は、原則、研究会のメディア会員とする。ただしメディア会員の下でチームを組んで取材に当たる一般会員も対象者とする場合がある。

(対象取材)

第3条 補助の対象となるのは、上記対象者が、以下の取材活動に当たる場合とする

- (1) 取材経費の出ない、あるいは経費に制限のあるインターネット媒体の記事を執筆する場合
- (2) 発表媒体は未定だが、公益に値する調査報道の取材に当たる場合

(請求)

第4条 上記対象者は、対象取材費について理事に領収書等を添付した請求書を提出し、補助を受ける。

(上限)

第5条 補助金額は、1人年間50,000円を上限とする。ただし、大災害の発生時など緊急性があり、寄付金などの追加収入が見込める場合は、定款第12条で定める臨時社員総会の開催を経て、上限を引き上げることができる。

(報告)

第6条 対象者は、補助対象の取材記事が公開された場合、すみやかに理事に報告する。研究会の事業年度内に記事公開が見込めない場合、取材の途中経過

を理事に報告する。

(返還)

第7条 取材活動の内容及び成果が補助対象に値しないとの指摘が社員からあり、定款第14条で定める社員総会の議決で認められた場合、対象者は該当取材費を返還しなければならない。

(変更)

第8条 この規定は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規定は、研究会の設立の登記の日から施行する。

改定：2024年8月24日